

住民税非課税世帯等に対する 価格高騰重点支援給付金のご案内

- エネルギー・食料品価格などの物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）を支援するための新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。



給付金の支給額

1世帯あたり3万円

支給対象と支給手続き

基準（令和5年5月1日）に岡山市に住民登録がある世帯

申請時に
岡山市に住民登録がある世帯

世帯全員が令和5年度「**住民税非課税**」の世帯

令和5年度「**住民税課税**」
の世帯員がいる世帯

※世帯全員が令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養等を受けていない

「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）」を
世帯主名義の口座で受給済み

令和5年1月2日
以降に転入した者、又は住
登外課税者を含む世帯

【家計急変世帯】
予期せず令和5年1月～9月
の収入が減少し、世帯全員
が「**住民税非課税相当**」の
収入となった世帯

前回受給時と
世帯構成が**同じ**

前回受給時と
世帯構成に**異動あり**

岡山市から書類が届きます

※届かない場合は、コールセンターまでお問い合わせください

手続き不要です

※給付金の辞退や
振込先を変更する場合
は申し出が必要です

確認書の**返送が必要**です

期限：令和5年9月30日（土）

裏面「I」(1)へ

申請が必要です

申請期限：令和5年9月30日（土）

裏面「I」(2)へ

裏面「II」へ

お問い合わせ先

岡山市価格高騰給付金コールセンター



0120-372-016

【受付時間】 8時30分～17時（土日祝除く）

【担当】

岡山市価格高騰給付金事務局
〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

給付金の支給手続き

※既に他市区町村で「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した同様の給付金を受給された方は対象外

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

(1) 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 基準日(令和5年5月1日)時点で岡山市に住民登録があり、対象となる世帯には給付内容や支給要件が書かれたお知らせ通知又は確認書が届きます。
- 確認書の場合、以下の支給要件と振込先等を確認して、**返送してください**。



(2) 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合など

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 基準日(令和5年5月1日)時点で岡山市に住民登録があり、以下の支給要件を満たす場合は、申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒にご提出ください。

【支給要件】 ①住民税が課税されている者の扶養親族等のみの世帯ではないこと
②住民税が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
③租税条約による住民税の免除を届け出ている者がいないこと

II 予期せず令和5年1月～9月の家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書及び申立書に必要事項を記入して、添付書類とともに特設窓口※へ提出、または事務局まで郵送してください。
- 定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等の減少は対象外になります。

添付書類 収入等が分かる書類（家計急変した前後の給与明細書、離職票など）、住民票の写し（世帯全員続柄入り）、本人確認書類の写し、振込先口座の写し など

※特設窓口：①岡山市保健福祉会館 1階（北区鹿田町一丁目） ②中・東・南区役所内

期間 ①令和5年7月5日(水)～令和5年9月29日(金)

②令和5年7月5日(水)～31日(月)

時間 8時30分～17時15分（土日祝除く）



【住民税非課税相当となる収入、所得額の目安（給与収入の場合）】

扶養親族等の数	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
0人	100.0万円以下	45.0万円以下
1人	156.0万円以下	101.0万円以下
2人	206.0万円未満	136.0万円以下
3人	256.0万円未満	171.0万円以下
4人	306.0万円未満	206.0万円以下
障害者、ひとり親 寡婦、未成年の場合	204.4万円未満	135.0万円以下

！ あらかじめ収入減少することが、明らかな月により給付を申請した場合や、既に同様の給付金を受給しているのに意図的に申請した場合は、**不正受給（詐欺罪）**に問われる場合がありますので、**ご注意ください**。